

## 歓楽街サポート補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内歓楽街への誘客を促進するイベントの開催を支援することで消費を喚起し、市内歓楽街の賑わい回復を図ることを目的として釧路市が交付する歓楽街サポート補助金（以下、「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、歓楽街とは、スナック・バー・居酒屋等の酒類を提供する飲食店が10以上集積する区画をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内歓楽街への誘客を促進するイベントとし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 「釧路市サポート商品券」を利用できる、または「釧路市サポート商品券」の利用を促進するイベントであること。
- (2) 安全対策及び新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じていること。
- (3) 例年実施しているイベントではないこと。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、主たる事務所を市内に有し、規約等で代表者の定めがある団体とする。ただし、釧路市が令和3年度に実施する「がんばる商店街等応援補助金」の交付決定を受けた団体は、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 第3条に規定する事業の補助対象経費は、必要と認められる経費（国や北海道等、釧路市以外から補助金等の収入がある場合には、その額を控除した額。以下、同じ。）とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則、市内事業者に支払う経費であること。
- (2) 景品を購入する場合は、その取得価格は1個あたり1万円以内かつ総額は100万円以内であること。ただし、補助対象経費とは別に、自己資金で実施する場合はこの限りでない。
- 2 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの不可抗力によりイベントが実施できなくなった場合は、その時点までに要した費用を補助対象経費とする。

### (補助対象外経費等)

第6条 次に掲げる経費等は、補助対象としないものとする。

- (1) イベントに係る全ての業務を委託するもの
- (2) スタッフの食糧費及び人件費（ただし、本事業のために雇用する学生アルバイト等に係るものを除く）
- (3) クーポン、商品券等の割引に係る経費やプレミアム部分の原資
- (4) 実質割引となるサービス等に係る経費
- (5) 事業実施期間内に消費することができない備品等の経費
- (6) 事業者等の損失補てん
- (7) 借入れに伴う支払い利息
- (8) 補助対象経費に係る消費税等仕入控除相当分
- (9) その他、市長が対象外と判断する経費

#### (補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で、200万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

3 補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (申請者の募集)

第8条 市長は、別に期間を定めて補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）を募集するものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 歓楽街サポート補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式1-1）
- (3) 事業予算書（様式1-2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

#### (交付決定前着手)

第11条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に交付決定前着手届（様式2）を市長に提出したときは、この限りでない。

#### (申請内容の変更等)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容に変更、中止または取下げが生じたときは、【変更・中止・取下げ】承認申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、書面により通知するものとする。

#### (補助事業実績報告書)

第13条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業を完了したとき、事業終了後1月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 歓楽街サポート補助金実績報告書（様式4）
- (2) 事業決算書（様式4-1）
- (3) 領収書等支出したことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出があったときは、市長はその内容を確認するものとする。

#### (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の内容を確認し、交付すべき補助金の額を確定したときは、申請者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確認した後に補助金の交付決定を受けたものの請求に基づいて補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることができるものとする。

2 補助金の交付決定を受けたものは、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式 5)を市長に提出するものとする。

#### (補助金交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助金交付決定の通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支出された対象経費が、補助金の交付額に満たなかったとき。
- (2) 【変更・中止・取下げ】承認申請書(様式 3)の提出を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。
- (5) その他補助することが不適当と認められる事実があったとき。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。